

お茶の京都ナイト観光促進ライトアップ事業（黄檗山萬福寺）委託仕様書

第1 業務の目的

京都府及び府南部のお茶の京都エリア12市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、平成29年3月28日に一般社団法人京都山城地域振興社（通称「お茶の京都DMO」、以下「DMO」）を設立し、お茶の京都エリアにおいて、観光地域づくりを進め、交流人口の拡大と宇治茶をはじめとする地域資源ブランドの振興を図っているところである。

本事業は、このエリアでの新たな観光資源のひとつとして、黄檗山萬福寺境内において、建物のライトアップ、ステージイベントなど夜の観光を楽しむことのできる提案と実証であり、それを通じて、ナイト観光コンテンツを広くPRするもの。

第2 履行期間

契約締結日から令和2年3月26日（金）

イベント開催期間：3月19日（金）20日（土）、21日（日）の夜を想定

第3 業務の内容

萬福寺での本堂などのライトアップとステージイベント（1～3日）

1 業務工程計画の策定

具体的な業務工程計画を策定し、発注者と協議するものとする。

業務行程計画については、発注者との協議後、黄檗山萬福寺をはじめとする関係者との協議を実施すること。

2 建物ライトアップとステージイベント運営

建物のライトアップとステージイベントを実施するもの。具体的な内容については提案によるものとする。

（1）黄檗山萬福寺のライトアップの実施

地元自治体や観光団体と連携したイベントとして、萬福寺本堂のライトアップと総門から天王殿までの経路の照明デコレーションの企画を実施する。ライトアップにより新たな観光資源を構築するものとする。

（2）ステージイベント

本事業に相応しい内容のものを提案

実施日時なども提案による

3 プロモーションの実施

- (1) お茶の京都エリアでの新たな観光資源としてのPRを実施
- (2) 宇治市、宇治市観光協会等 地元開催事業とも連携した事業として実施するもの

4 情報発信

- (1) 国内外への情報発信
お茶の京都エリアの新たな夜間観光資源として、地域の魅力を伝えられるものとする。また、ライトアップやイルミネーションなどの記録画像作成。
- (2) PRコンテンツの作成
イベントポスター、ちらしなどの作成に加え、各種媒体への情報発信、PR。

5 成果とりまとめ

イベント実施の実施報告、参加者の感想・意見や反響、来場者について成果をとりまとめるとともに、事業効果を測定するもの。

第4 留意事項

1 一般的事項

- (1) 業務の遂行状況については発注者に随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、DMOが貸与可能な資料は随時貸与するほか、必要に応じて受託者において入手すること。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、DMOの指示に従うこと。
- (3) 業務委託期間はもとより業務委託期間終了後も、当該業務で知り得た機密は他に流用してはならず、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (4) コロナウィルスの感染状況を踏まえた対策を講じること

2 業務実施体制

- (1) 業務実施体制及び緊急連絡体制を提示する。業務実施に係る主担当者、サポートするチーム体制を明示し、原則として主担当者がすべての業務を統括する。
- (2) 業務内容については専門的な知識や知見、近隣観光団体や交通事業者などと連携を図る必要があり、受託者内のみで適切な人材がない場合には、受託者側において、委託経費の中から必要な外部人材を招聘し業務に従事させること。
- (3) あらかじめDMOと調整したスケジュールで実施すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、DMOと緊密な連携をとること。

3 個別事項

(1) 業務内容

提出された企画提案書に基づいて業務を実施することとする。

(2) 成果物

次に掲げる成果物を、令和2年3月27日（金）までに、DMOに提出すること。

ア 最終報告書 A4版 16部

イ 当該業務の遂行過程で取得または作成した資料 A4版 16部

ウ 上記イ及びウに係る電子データ 一式

第5 その他

- 1 業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）はDMOに帰属する。また、成果物は、DMOが作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- 2 本業務仕様書に定めのない事項については、DMOと協議するものとする。